

《発行者》 協同組合 愛知労務協会

富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙

■住所

〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階

TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>

FAX 052-261-2612



## 目次

1. 改正情報
2. 労務管理の基礎知識
3. 所長コラム

## 1. 改正情報

### ■ 国民年金の後納制度が変更

過去に納め忘れた国民年金保険料は原則2年間遡って納付することができますが、過去10年以内に納め忘れた保険料は、申し込みにより平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り納めることができました。この「10年の後納制度」の終了後、平成27年10月から3年間に限り、過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「5年の後納制度」が始まりました。

#### <後納制度で保険料を納付するメリット>

- ① 年金の受給資格が得られる可能性がある
- ② 将来受け取る年金額が増額する

◆1ヵ月分の後納保険料を納めることにより増額する老齢基礎年金額の目安

$$\frac{780,100\text{円 (平成27年4月時点での満額の年金額)}}{480\text{ヵ月 (40年} \times 12\text{ヵ月)}} = \text{年額で1,625円増額}$$

#### <後納制度を利用できる人>

- ① 20歳以上60歳未満で5年以内に納付していない期間や未加入期間がある人
- ② 60歳以上65歳未満で①の期間の他、任意加入期間中に納付していない期間がある人
- ③ 65歳以上で受給資格がないため任意加入をしている人  
※ 60歳以上で老齢基礎年金を受け取っている人は申込みできません。  
※ 特定期間（国民年金第3号の不整合期間）となっている期間は特例追納が利用できます。

#### <後納制度申し込み時の注意点>

- ① 過去3年度以前の後納保険料には保険料額に加算額がつきます。
- ② 後納は最も古い分から納めます。
- ③ 申し込み後に納付可能期間についての審査があります。
- ④ 一部免除された期間の内、未納となっている期間も後納制度の対象となります。
- ⑤ 免除期間（全部・一部）、若年者納付猶予および学生納付特例の承認期間は対象外です。（注1）

（注1）

追納制度を利用して納付することができます。

## 2. 労務管理の基礎知識

### ■ 労働時間の管理

#### 【2】労働時間の適正な把握

タイムカードなどの勤怠管理表は、欠勤による賃金控除や残業した際の割増賃金の支払いなど、給与計算に欠かせない最も基礎となるデータです。また、長時間労働をチェックするなど、労務管理をする上でも大変重要なツールになります。では、この重要なデータを適切に管理するためには、どのようにしたら良いのでしょうか？



右記の基準は、労働時間の自己申告制の不適切な運用に伴い、割増賃金の未払いや過重労働といった問題が生じていることから定められた基準であるという点に注意が必要です。定期的・適切に労働時間を管理することは、法令順守だけでなく、無駄な残業の削減や業務の生産性を高めることにも繋がりますので、経営の効率化を図るためにも積極的に取り組みましょう。

#### ◆使用者が講ずべき措置に関する基準

厚生労働省は、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準を定めています。

##### ① 始業・終業時刻の確認・記録

- ・労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、記録すること。

##### ② 記録・確認する際の原則的な方法

- ・使用者が、自ら現認することにより確認し、記録すること。
- ・タイムカードやICカード等の客観的な記録を基礎として確認し、記録すること。

##### ③ 自己申告制を採用する場合の措置

- ・労働者に対し、労働時間を正しく記録し、適正に自己申告するよう十分な説明を行うこと。
- ・必要に応じて実態調査をすること。
- ・労働者の労働時間の適正な申告を阻害する目的で時間外労働時間数の上限を設定しないこと。

##### ④ 労働時間の記録の保存

- ・労働時間の記録に関する書類は、労働基準法第109条に基づき3年間保存すること。

## 3. 所長コラム

### ■ にゅうめん頑張れ！！



ちなみに、にゅうめんは、素麺を温かいダシで食べる料理で奈良県が発祥の郷土料理。皆さんのお好みはどちらですか？

北陸新幹線開通とともに、富山、石川県へ赴く観光客が増加しているらしい。たまたまですが、今年に入って3度富山県へ行く機会があった。

1度目は6月に社会保険労務士政治連盟の役員として立山で会議に出席、翌日駐車場から山道を30分かけて名勝・天然記念物「称名滝」を鑑賞。2度目は10月同級生と日本三大大仏と言われる「高岡大仏拝観」「藤子不二雄A先生のマンガロード」氷見温泉で一泊。3度目は11月社会保険労務士会役員として宇奈月温泉で会議、翌日黒部渓谷を「トロッコ電車」に乗り「猿飛峡」。どこも多くの人で賑わい、どこも中国からの観光客でいっぱい。

東京で泊まる僕の常宿、朝食バイキングの会場は時間帯によっては日本人を探すのは困難な状況。まあ、それは構わないのですが、常宿の楽しみ朝バイキングメニューの「にゅうめん」が先日「ラーメン」に代わっていたのは、僕にとって大いに構うのです。僕にとって尖閣諸島問題と同列なのです。もはや、ラーメンは確固たる日本食の地位を確保し、僕もラーメンが嫌いではないですが…、「にゅうめん」頑張れ！！